

令和5年10月

企業ご担当者様

株式会社 トビラ
保育事業部

はひふへ保育園「共同利用企業」募集のご案内

貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、現在弊社運営の内閣府所管企業主導型保育園「はひふへ保育園」では、共同利用企業様を募集しております。共同利用により、御社従業員の皆様の「仕事と子育て」の両立をご支援させていただきます。採用や定着効果だけでなく、企業イメージの向上にも貢献いたします。下記をご一読頂き、ご興味がありましたらご連絡を頂戴できれば幸いに存じます。

1、 企業主導型保育事業とは

待機児童解消、また女性の雇用創出を目的に内閣府が推進している保育園です。自社従業員だけでなく複数の企業様で共同利用が可能です。認可保育園では入園が厳しい状況にある短日・短時間勤務の方でもご利用可能となっております。利用契約をすれば、保育園の定員枠を優先的に確保することができます。※定員枠の確保を保証するものではありません。

【共同利用の5つのメリット】

- ① 従業員の育休後の早期復帰
- ② 従業員への福利厚生充実
- ③ 入園のしやすさ
- ④ 女性社員・主婦パートの採用率アップ
- ⑤ 企業イメージの向上

(※別紙「人材確保・離職防止に効く働く人のための保育園共同利用!」をご参照ください)

2. 保育料について

一般的な認可保育園と比較しても低い料金設定となっております。

(※愛知県長久手市内比較)

3、ご利用の流れ

- (1) ご利用人数・確保する定員枠・契約期間などの確認協議
- (2) 企業様と弊社の共同利用契約の締結
- (3) 御社従業員様と入園に関するご説明をさせていただいたのち利用契約締結

4、御社・社員様にうれしい3つのサービス

① ロゴ使用权

当施設ロゴをご使用いただくことで、求人広告等に「企業内保育所の利用可能」と打ち出すことができます。

② 保育相談サービスの利用

当社の保育士が社員様の仕事と子育ての両立、子育てに関する不安の解消、保育園等に関する手続きなどのお悩みにお答えします。

③ 優先利用

通常の地域枠より、優先的に入園する権利がございます。

《運営会社》

事業者名称	株式会社 トビラ
代表者氏名	細川 雅史
法人の所在地	愛知県長久手市作田二丁目 809 番地
法人の電話番号	0561-56-9669
事業内容	● 保育・福祉施設の運営事業 ● 福祉施設向けコンサル事業 ● 採用支援事業 ● 居住支援法人業務

【はひふへ保育園運営施設状況】

企業主導型保育園（長久手市）：2 施設

名古屋市小規模認可園：1 施設、大和市小規模認可園：2 施設

【本件に対するお問い合わせ先】

株式会社トビラ 保育事業部（担当：野口）

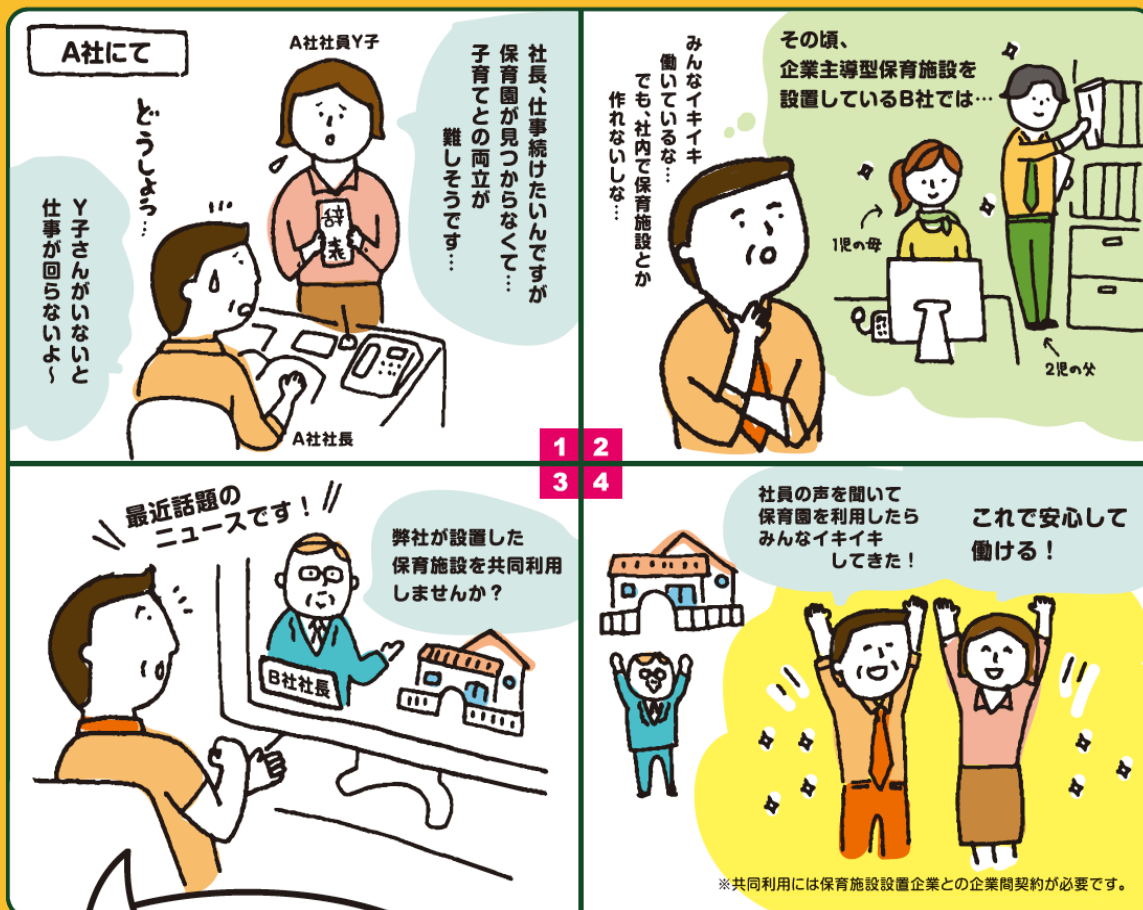
住所：愛知県長久手市作田 1 丁目 903 番地丸石ビル 1F

電話：0561-64-3086（平日 10 時～16 時） メール：info@hahifuhe.com

HP <https://hahifuhe.com>

人材確保・離職防止に効く 働く人のための**保育園** 共同利用！

(企業主導型保育施設※)



そっ、そうか!
うちも企業主導型保育施設が利用できるんだー!!

自ら保育施設を設置しなくても、他企業が設置した企業主導型保育施設と契約することで保育施設の利用が可能に。育児による離職防止や、新規採用に向けた職場環境アピールにつながります。



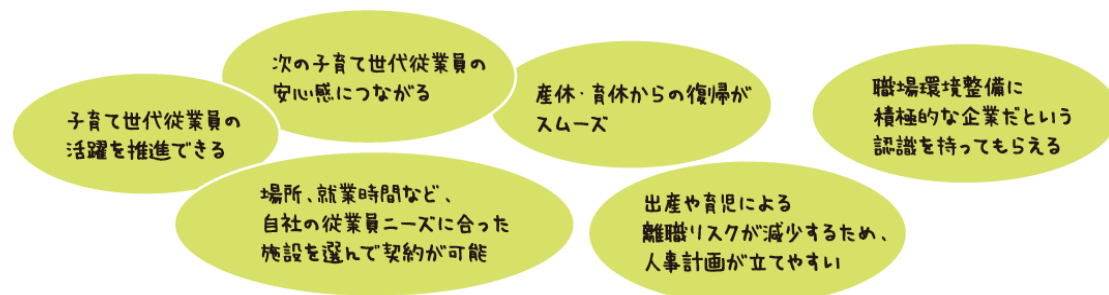
※ 企業主導型保育施設とは...

企業が従業員の子どもの対象として、事業所内や近隣地に設置する保育施設のことで、認可保育施設並みの助成(整備費・運営費)を受けています。施設設置企業と利用枠契約を締結した企業(「子ども子育て拠出金」を負担している必要があります)の従業員の子どもも利用することができます。



詳しくは裏面をご覧ください ▶

設置済みの企業主導型保育施設を「共同利用」する メリットはさまざま！人材確保・離職防止に役立ちます！！



●共同利用のイメージ



こんな企業様はぜひ、ご活用ください！

従業員の結婚・妊娠・出産・育児による離職防止のために自社内に保育施設設置を検討したが、費用、場所の確保ができない…

採用活動でPRできる職場環境整備について検討している…

自社内では、保育施設を必要としている従業員が少ないのでもう少しニーズが増えてからでも…

●保育施設利用までの流れ



「はひふへ保育園」共同利用企業募集のご案内

企業主導型保育事業とは、「多様な働き方に応じた保育の提供」を目的とした内閣府所管の保育園です。

はひふへ保育園ながくて園、はひふへ保育園としょかん通り園は内閣府所管企業主導型保育園となります。当園と連携し、大切な従業員様のために保育園を共同利用しませんか？

企業様のメリット

福利厚生の実施（従業員様の保育園探しの負担軽減）

企業イメージの向上（子育て支援に積極的）

子育てによる離職を防ぐ（待機児童になるリスクを減らす）

従業員様のメリット

従業員枠（共同利用枠）となり、地域枠より優先的に入園申込が可能

※従業員枠…設置運営企業及び提携企業の従業員お子様が利用できる枠

※地域枠 …地域のお子様が利用できる枠

ご契約について

- 当法人と提携企業として共同利用契約を交わしていただきます
- 提携契約料はございません（提携後も企業様の費用負担は一切ありません）
- 社会保険適用事業所（「子ども・子育て拠出金」を納めている）であることを条件としています
- 保育料等は従業員の方より園に直接お支払いいただきます
- 従業員様がアルバイト・パートタイマーなどであってもご利用いただけます